



平成 29 年 1 月 10 日

自動車局安全政策課

道路運送法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

第 192 回国会で成立した道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送法施行令について所要の規定の整理を行います。

1. 背景

今般成立した、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）により、自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態での運転を防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする旨の改正が行われました。

これに伴い、道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号。以下「令」という。）の規定の整理を行います。

2. 概要

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 27 条（輸送の安全等）については、改正法によって新たな項が第 2 項として追加されることに伴い、従前の第 2 項以降に項ずれが生じるため、「法第 27 条第 3 項」を引用している令第 1 条第 1 項第 21 号について、「法第 27 条第 4 項」とする改正を行います。

3. スケジュール

公布日：平成 29 年 1 月 13 日（金）

施行日：平成 29 年 1 月 16 日（月）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 鈴木、櫻井

TEL：03-5253-8111（内線 41615、41624） 03-5253-8566（直通） FAX：03-5253-1636